

予防技術検定模擬テスト

－解説付－

NO.82

〔共通〕問1 次に掲げる記述のうち、対象火気設備等の構造に関する条例制定基準として、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) その使用に際し、火災の発生のおそれのある部分について、難燃材料で造る等防火上有効な措置が講じられた構造とすること。
- (2) その周囲において火災が発生するおそれが少ないよう防火上有効な措置が講じられた構造とすること。
- (3) 振動又は衝撃により、容易に転倒し、落下し、破損し、又はき裂を生じず、かつ、その配線、配管等の接続部が容易に緩まない構造とすること。
- (4) その風道、燃料タンク等について、ほこり、雨水その他当該対象火気設備等の機能に支障を及ぼすおそれのあるものが入らないようにするための措置が講じられた構造とすること。

〔消防用設備等〕問1 下の防火対象物に、設備等技術基準に従って設置しなければならない消防用設備等で、設置する場合に消防法令上、消防用設備等の設置時の検査が必要であるものを1つ選べ。

- (1) 延べ面積150m²の飲食店 —— 消火器
- (2) 延べ面積300m²の物品販売店舗 —— 簡易消火用具
- (3) 延べ面積300m²、収容人員50人の集会場 —— 非常警報設備
- (4) 延べ面積1000m²、収容人員50人の特別養護老人ホーム —— 非常警報器具

〔消防用設備等〕問2 排煙設備の給気口に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所で消防隊の消火活動の拠点となる防煙区画（「消火活動拠点」）ごとに、1以上を設けること。
- (2) 天井又は壁（防煙壁の下端より上部であって、床面からの高さが天井の高さの2分の1以上の部分に限る。）に設けること。
- (3) 給気用の風道に接続され、又は直接外気に接していること。
- (4) 給気用の風道に接続されている給気口は、当該給気口から給気しているとき以外は閉鎖状態にあり、給気上及び保安上必要な気密性を保持できること。

〔防火査察〕問1 消防法（以下「法」という。）の違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第5条の2第1項第1号に規定する「履行されても十分

でなく」とは、義務者が履行の着手はしたが、求められた措置の内容を完全には履行しない場合である。

- (2) 法第3条第1項命令の発動要件である「消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める」とは、公設消防の消火、避難等消防の活動に支障になる場合をいう。
- (3) 法第3条第2項中の「確知」とは、名あて人が現場に居合わせる場合等、氏名及び住所を知ることができる場合に限らず、その者を特定することのできる場合全般をさすものである。
- (4) 法第5条の3第2項、ただし書き、「緊急の必要があると認める」とは、早急に火災予防等の危険を排除する必要がある場合で、相手方に公告の内容を伝える暇のないときのことである。

〔防火査察〕問2 違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 過料とは、金銭罰の一種であり、刑罰である罰金及び科料と区別して科せられる。過料は刑罰ではないが、故意・過失の有無などの刑法総則の適用はある。
- (2) 告発により、両罰規定を適用し、法人等事業主の監督責任を問う場合には、法人等の事業に関して違反行為が行われたことを供述等により特定する必要がある。
- (3) 消防機関の行う違反処理に伴う行政処分等に対する行政救済制度の1つである行政上の争訟は、行政機関に対して不服を申し立てる行政不服審査法による行政不服申し立てと司法機関である裁判所に対して救済を求める行政事件訴訟による行政訴訟がある。
- (4) 消防法上の命令は、要式行為ではないから、法的には口頭命令であろうと文書命令であろうと、その形式は問わないが、実務上、口頭命令を行った場合は、後日、同命令と同一日付け及び同一内容の命令書を交付しておくべきである。

〔危険物〕問1 次の危険物に係る品名の類別に関し、誤っているものはどれか。

- (1) 過塩素酸 —— 第1類
- (2) 黄りん —— 第3類
- (3) 過よう素酸 —— 第1類
- (4) 硫化りん —— 第2類

〔危険物〕問2 危険物取扱者試験に関する次のa～dの記述のうち、誤っているものはいくつあるか。

- a 危険物取扱者試験の種類ごとに、毎年1回以上、都道府県知事が行う。

- b 乙種危険物取扱者又は大学等で化学に関する学科を卒業した者等で、2年以上の実務経験を有する者が甲種危険物取扱者試験を受けることができる。
- c 危険物の取扱作業の保安に関して必要な知識及び技能について行う。
- d 同時に2種類以上の乙種危険物取扱者試験を受ける者につ

いては、一部の試験科目について1種類の試験の試験科目をもって他の種類の試験の当該科目を兼ねることができる。

(1) 1つ (2) 2つ
 (3) 3つ (4) 4つ
 (5) なし

昇任試験実力養成講座・予防技術検定模擬テスト〈解答と解説〉

共通（消防士長・消防司令補）問題

〔地方自治〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) 地方自治法第179条第1項参照。
 (2) 地方自治法第180条参照。
 (3) 地方自治法第178条第1項参照。
 (4) 地方自治法第176条第1項参照。

〔行政手続〕

問1 答 (2)

- 解説 (1) 行政不服審査法第25条第1項参照。
 (2) 行政不服審査法第25条第2項及び同条第3項参照。
 (3) 行政不服審査法第25条第4項参照。
 (4) 行政不服審査法第25条第5項参照。

〔地公法〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 正しい。地方公務員法第26条の2参照。
 (2) 高齢者部分休業は、加齢による諸事情への対応、地域貢献、ワークシェアリング等のため短時間勤務を希望する職員について、勤務時間を減らしつつ定年まで勤務することを可能とする制度である。地方公務員法第26条の3参照。
 (3) 正しい。部分休業は、職務命令によるものではなく、職員の意思に基づくものでなければならない。
 (4) 誤り。いずれの部分休業についても、給与は、条例で定めるところにより、減額して支給するものとされている。地方公務員法第26条の2第3項及び地方公務員法第26条の3第2項参照。
 (5) 正しい。地方公務員法第26条の2第1項参照。

〔地公法〕

問2 答 (2)

- 解説 (1) 正しい。地方公務員法第39条参照。
 (2) 誤り。研修を行う責務は任命権者にあるため、消防職員については消防長が責務を有している。
 (3) 正しい。任命権者が実施する研修が地方公共

団体として統一的な方針の下に行われるべきであることから、地方公務員法第39条第3項において設問のような規定が置かれている。

- (4) 正しい。地方公務員法第39条第4項参照。
 (5) 正しい。このほかにも自治大学校や警察大学校が、国による地方公務員のための研修機関として常設されている。

〔消防組織〕

問1 答 (2)

- 解説 (1) 正しい。消防組織法第18条第3項参照。なお、消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。
 (2) 誤り。消防団は、消防長又は消防署長の命令があった場合、管轄区域外においても行動することは可能である。なお、他の市町村と相互応援協定がある場合であっても、消防団が管轄区域外で活動する際には、消防長又は消防署長の命令が必要である。消防組織法第18条第3項参照。
 (3) 正しい。消防組織法第18条第2項参照。
 (4) 正しい。
 (5) 正しい。消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条において、兼職に関する地方公務員法の特例規定が設けられている。

問2 答 (2)

- 解説 (1) 消防組織法第45条第1項参照。
 (2) 消防組織法第46条参照。
 (3) 消防組織法第44条の2第1項参照。
 (4) 消防組織法第45条第2項参照。

問3 答 (1)

- 解説 消防庁長官ではなく「受援都道府県の知事」が正しい。消防組織法第44条の2、緊急消防援助隊運用要綱第12条による。
 (2)は緊急消防援助隊運用要綱第33条参照。
 (3)は緊急消防援助隊運用要綱第34条参照。
 (4)、(5)は緊急消防援助隊運用要綱第37条参照。

解説 火点及び発報原因を確認するまでは、受信機の復旧ボタンを操作しない。

消防司令問題

〔消防法〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) 正しい。
 (2) 想定するため、誤り。
 (3) 含まれるため、誤り。
 (4) 個別的、具体的な火災危険であるため、誤り。
 (5) 目的としないため、誤り。

〔人事管理〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) 態度・行動変容のための技法であるため、誤り。
 (2) 知識付与のための技法であるため、誤り。
 (3) 正しい。
 (4) 問題解決能力向上のための技法であるため、誤り。
 (5) 管理能力向上のための技法であるため、誤り。

〔行政法〕

問1 答 (5)

- 解説 (1) 効果はなくならないため、誤り。
 (2) 設問は、代理の説明であるため、誤り。
 (3) 設問は、委任の説明であるため、誤り。
 (4) 設問は、代決の説明であるため、誤り。
 (5) 正しい。

〔警防〕

問1 答 (2)

解説 透過阻止能力の大きいコンクリート等の遮へい物を活用する。放射能防護服は、 γ 線・X線をほとんど遮へいしない。

問2 答 (5)

解説 ガス・電気の復旧は、必ず事業関係者に行わせる。

問3 答 (1)

解説 設定範囲の広い区域をもって毒劇物及び爆発危険区域とする。

〔救急〕

問1 答 (5)

解説 発症は、日中活動時や食事中・食直後、入浴時とその前後、高齢者の排便中、精神的興奮などで発生しやすい。頭痛、嘔気・嘔吐を伴い、急速に片麻痺などの脳局所症状が進行し、短時間（数分から数時間）で

症状が完成する。意識障害を伴うことが多い。

問2 答 (4)

解説 重篤な気道熱傷による低酸素血症や一酸化炭素中毒がなければ意識は清明であることが多い。バイタルサインの著しい異常や呼吸困難などの症状があれば、高濃度酸素投与を行う。一酸化炭素中毒では、S p O₂値が不正確になるので、S p O₂値が100%だからといって酸素投与を止めてはならない。

熱傷指数（B I : Burn Index）= $1 / 2 \times \text{II 度熱傷面積\%} + \text{III 度熱傷面積\%}$ ※10以上は重症と判定
 $B I = 1 / 2 \times 9 \% \text{ (顔面、頭部: II 度熱傷)} + 36 \% \text{ (両下肢全体: III 度熱傷)} = 40.5$ (10以上なので重症と判定)

熱傷予後指数（P BI : Prognostic Burn Index）= 热傷指数+年齢 (100以上で予後不良)

$$P BI = 40.5 \text{ (熱傷指数)} + 40 \text{ 歳 (年齢)} = 80.5$$

問3 答 (2)、(4)

解説 (2)は搬送しないことができる。(4)は警察官の判断はない、医師についても診断となる。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) × 難燃材料でなく不燃材料としなければならない。消防法施行令5条1項5号参照。
 (2) ○ 消防法施行令5条1項6号参照。
 (3) ○ 消防法施行令5条1項7号参照。
 (4) ○ 消防法施行令5条1項9号参照。

〔消防用設備等〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) × 飲食店は延べ面積300m²以上のものに設置届けと検査が必要。消防法施行令35条1項2号参照。
 (2) × 簡易消火用具は設置時検査の対象外である。消防法17条の3の2、消防法施行令35条2項参照。
 (3) ○ 消防法施行令35条1項2号参照。
 (4) × 非常警報器具は設置時検査の対象外である。消防法17条の3の2、消防法施行令35条2項参照。

問2 答 (2)

- 解説 (1) ○ 消防法施行規則30条2号イ参照。
 (2) × 「床又は壁（床面からの高さが天井の高さの2分の1未満の部分に限る。）に設けるこ

と。」が正しい。選択肢は、給気口でなく排煙口の基準である。消防法施行規則30条2号口参照。

- (3) 消防法施行規則30条2号ハ参照。
- (4) 消防法施行規則30条2号ニ(口)参照。

〔防火査察〕

問1 答 (2)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
(2) 消火、避難等消防の活動に支障になる場合一般をいい、必ずしも公設消防の活動に支障になる場合に限られないで、不適当。
(3) 違反処理マニュアルにより適当。
(4) 違反処理マニュアルにより適当。

問2 答 (1)

- 解説 (1) 故意・過失の有無などの刑法総則の適用はないので、不適当。
(2) 違反処理マニュアルにより適当。
(3) 違反処理マニュアルにより適当。
(4) 違反処理マニュアルにより適当。

〔危険物〕

問1 答 (1)

解説 危険物に係る品名は、総称的名称で掲げられているものが多いが、代表的な物質については個別物品名で掲げられているものがある。過塩素酸は液体であり、第6類の品名欄に掲げられている。なお、過よう素酸は、「その他のもので政令で定めるもの」として政令で品名が定められている。

〔参照条文〕

消防法別表第1、危険物の規制に関する政令第1条第1項

問2 答 (1)

解説 危険物取扱者試験は、試験の種類ごとに年1回以上都道府県知事が行う。乙種危険物取扱者試験については、共通する試験科目についての免除等の措置が定められている。甲種危険物取扱者試験の受験資格は、①大学等で化学に関する学科を卒業した者等、②乙種危険物取扱者試験免状交付後2年以上の実務経験を有する者とされている。したがって、誤りはbである。

〔参照条文〕

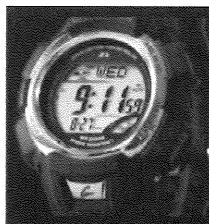
消防法第13条の3

危険物の規制に関する規則第55条第4項

史上最強のタフネスThe G、その存在は究極の領域へ 日本消防協会公認G-SHOCK



- ▶ライトをつけると赤く「消防団」のマークが液晶に浮かび上がります。
- ▶ライトボタンのGマークが黒から赤へ。
- ▶文字盤枠ロゴ部分の「CASIO」が「JFA」へ。
- ▶ベルトに限定版の証、「JAPAN FIRE FIGHTER」の文字が赤でシルク印刷。
- ▶シリアルナンバー付き。
(限定モデル)



お問い合わせ先:

 株式会社トレハクラブ

東京都北区赤羽西1-36-14 エミネンスタワー5階

Tel.03-5963-5121 Fax.03-5963-5127

Mail.info@shobo.jp

URL.http://www.treha.com/



消防団員生き活きショップ
にて好評販売中(在庫希少)

※ベースモデルは「GW-300J-1JF」